

鉾 田 市
新型インフルエンザ等対策行動計画

茨城県鉾田市

平成27年2月

目 次

第1 計画の基本事項

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	2
2 新型インフルエンザ等行動計画について	2
3 市行動計画作成の過程	3

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴.....	4
2 対策の目的と戦略.....	4
3 対策の基本的考え方.....	6
4 対策実施上の留意点.....	8
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	9
6 対策推進のための役割分担.....	11
7 行動計画の主要7分野	13
8 発生段階の取扱い.....	20

第3 各段階における対策

1 未発生期.....	23
2 海外発生期.....	27
3 国内発生早期（県内未発生期）	30
4 県内発生早期.....	33
5 県内感染期.....	37
6 小康期.....	42
《参考1》国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策.....	46
《参考2》特定接種の対象となる業種・職務について	49
《参考3》用語解説.....	54

第1 計画の基本事項

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成24年5月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月13日から施行された。

特措法は、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国・地方公共団体・指定公共機関・事業所等の責務等を定めている。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

2 新型インフルエンザ等行動計画について

国、茨城県（以下「県」という。）では、平成17年（2005年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定が行われてきた。

本市においても、平成21年4月に鉾田市新型インフルエンザ対策行動計画を策定している。

国は、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に決定し、県でも特措法第7条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえた「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を平成26年2月に策定している。

本市でも、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、特措法第8条に基づき、従前の「鉾田市新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、新たに「鉾田市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定する。

なお、国・県において適時適切に行動計画の変更を行うとされていることから、本市においても政府行動計画及び県行動計画の変更等に準じて、行動計画の変更を行うものとする。

○ 内容・位置付け

- 特措法第8条に基づき、本市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものである。
- 政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。
- 病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示す。

○ 対象とする疾患

対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおり。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考事項「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」、県の「高病原性鳥インフルエンザ発生時における対応マニュアル」（平成18年9月改正）によるものとする。

3 市行動計画作成の過程

H21.4	銚田市新型インフルエンザ対策行動計画作成
H24.5	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布
H25.4	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行、施行令等公布
H25.6	新型インフルエンザ等対策政府行動計画、ガイドライン作成
H26.2	茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画作成
H27.2	銚田市新型インフルエンザ等対策行動計画作成 H26.3.27 銚田市保健センター運営委員会にて意見聴取 H27.1.13~2.12 パブリックコメント実施 (市内での意見聴取 同時実施) H27.2.26 銚田市保健センター運営委員会にて意見聴取

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難である

- 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
- また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与える

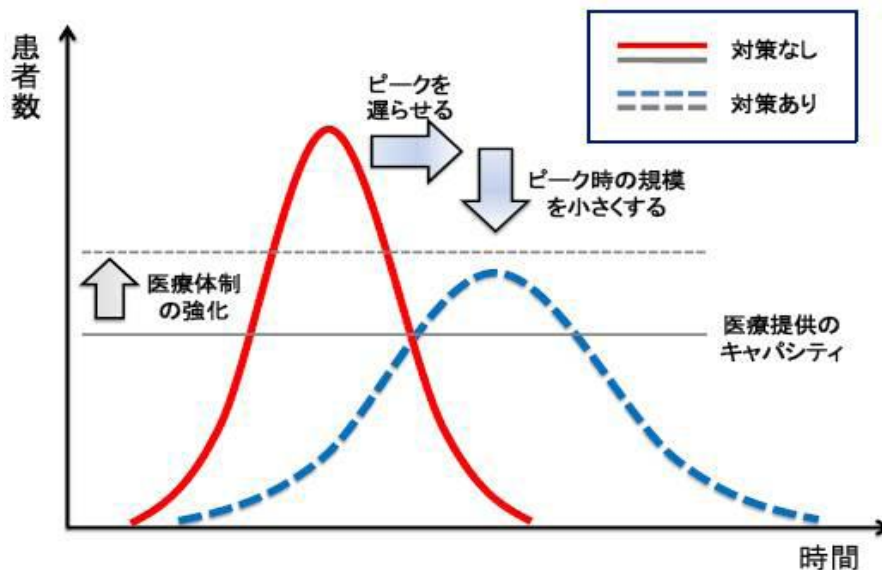
- 長期的には多くの市民が罹患する。
- 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

2 対策の目的と戦略

上記の特徴を踏まえ、新型インフルエンザ等は本市の危機管理に係わる重要な課題と位置づけ、県等と協力しながら次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持を図る。

3 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県行動計画においては、科学的知見や県の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すとしている。

そこで、本市においても、国・県の考え方を踏まえて、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じ、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。市行動計画は、本市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、対応マニュアル等を基に具体的な対策を行っていくものとする。（具体的な対策については、「第3各段階における対策」において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 発生段階に応じた対応

① 発生前の段階

- 本市における医療体制の整備への協力、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

② 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階

- 県内、市内での発生に備え、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 国内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として、対策を講じる。
- 国、県等が行う検疫等に協力し、病原体の侵入時期を出来る限り遅らせる。

③ 国内発生当初の段階

- 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- 県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

④ 国内で感染が拡大した段階

- 国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のため

に最大限の努力を行う。

- 社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(3) 市民一人一人による感染拡大防止策

- 事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- 日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

- 国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- 市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は必要最小限のものとする。その際には、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。
(医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等)

(3) 危機管理としての特措法の性格

- 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- 対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録の作成・保存

- 発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定の方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

(2) 感染規模の想定

市行動計画を策定するにあたり、有効な対策を考える被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国・県が示している想定を用い、一例として次のように想定した。

○ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合

ア 医療機関を受診する患者数の試算

	銚田市	茨城県	全国
人口	48,378人	約300万人	約1億2,700万人
外来患者数	約5,000～9,400人 (中間値 約6,500人)	約31万人～58万人 (中間値 約40万人)	約1,300万人～2,500万人 (中間値 約1,700万人)

* 県で試算した数（国・県において、外来患者数の試算は米国疾病予防管理センター（CDC）の推定モデルを用いて推計）を基に、人口按分（銚田市の人口は、平成25年12月末現在の常住人口数）して求めた推計値。なお、全国・県の数値はそれぞれの行動計画から抜粋。

イ 入院患者数及び死亡者数の試算

	銚田市		茨城県		全国	
	中程度	重度	中程度	重度	中程度	重度
入院患者数	約210人	約780人	13,000人	48,000人	53万人	200万人
死亡者数	約70人	約250人	4,000人	15,000人	17万人	64万人

* 入院患者数及び死亡者数の試算は、中等度：アジアインフルエンザ等のデータを参考（致命率0.53%）、重度：スペインインフルエンザ等のデータを参考（致命率2.0%）として推計されている。

(参考) 茨城県におけるインフルエンザ (A/H1N1) 2009 の状況

- ・医療機関を受診した患者数：約44万人
- ・入院患者数：55人
- ・死亡者数：5人

- 国、県の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザと同様の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（3）社会への影響に関する想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
- り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応を果たす。
- 国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図る。
- 市町村における対策実施を支援し、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 市の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- 地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、医療機関、鹿島医師会等関係機関と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 行動計画の主要7分野

- 国、県の行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、(1)実施体制、(2)サーベイランス・情報収集、(3)情報提供・共有(4)予防・まん延防止(5)医療(6)国民生活及び国民経済の安定の確保の6分野に分けて計画を立案している。
- 市行動計画では、上記6分野の(4)予防・まん延防止に含まれている予防接種を(5)とし(以下、番号を繰り下げる)、7分野に分けて計画を立案する。
- 各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

(1) 実施体制

① 考え方

- 全市的な危機管理の問題として取り組む。
- 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

② 全庁的、全市的な取り組み

- 新型インフルエンザ等が発生する前及び市対策本部が設置されるまでの間、関係部局間等の連携を確保しながら、事前準備の進捗を確認し、全庁一体となった取り組みを推進する。

③ 銚田市新型インフルエンザ等対策本部（市対策本部）

- 国、県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された時は、本市においても必要に応じて市長が認めたときは、銚田市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、必要な対策を迅速かつ総合的に実施する。
- 政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づき直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講じる。
- 緊急事態宣言が解除された場合は、市対策本部を解散する。

(2) サーベイランス・情報収集

- 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、国及び県等が実施するサーベイランスによる様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- 新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。
- 国及び県等と連携し、積極的に情報収集を行い、また、要請に応じてその取組等に適宜協力する。
- サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。

(3) 情報提供・共有

① 目的

- 国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
 - コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含む。
 - 適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動することになる。
 - 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。
- ② 情報提供手段の確保
- 市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
- ③ 発生前における市民等への情報提供
- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。
 - 学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供する。
- ④ 発生時における市民等への情報提供及び共有
- 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
 - テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
 - 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
 - 媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、広報誌、ホームページ、メールサービス等を活用する。
- ⑤ 情報提供体制
- 提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、必要に応じ広報担当を中心とした広報担当チームを設置する等、方策を検討する。
 - 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。
 - コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

① 考え方

- 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- 個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。
- まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

② 主なまん延防止対策

- 個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。また、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- 地域、職場については、国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、市の施設の使用制限や、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

(5) 予防接種

① 特定接種

(ア) 特定接種とは

- 特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- 住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び

地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

- 指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(工) 基本的な接種順

- 医療関係者
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- 発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

接種対象	実施主体	接種方法
登録事業者のうち特定接種対象となる者 ※「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件	国	原則として 集団接種
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員		※接種が円滑に行えるよう、未発定期から接種体制の構築を図る
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員	県	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員	市	

② 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 対象者の区分

- 以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、柔軟に対応する。

a 医学的ハイリスク者

- 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- 基礎疾患を有する者
- 妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者

- ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

- 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(I) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

(II) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者 の順

(III) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(I) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(II) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者④成人・若年者 の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(I) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(II) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

(エ) 接種体制

- 市が実施主体となる。
- 原則として、集団接種とする。
- 接種に必要な医師等の従事者については、市医の協力により確保する。

④ 留意点

- 特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

⑤ 医療関係者に対する要請

- 予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(6) 医療

① 医療の目的

- 医療の提供は、新型インフルエンザ等が発生した場合、急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限に留めることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効果的・効率的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- 医療体制の整備のあたっては、医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

② 発生前における医療体制の整備

- 市は、保健所を中心として、医師会・歯科医師会・薬剤師会・中核的医療機関（二次救急病院）等の医療機関・近隣市町村・鹿行広域事務組合等の関係機関と、医療体制の整備や情報収集について、連携を密にしていくものとする。
- 県の要請に応じ、県及び関係機関と密接に連携を図りながら、医療や搬送体制の整備及び帰国者・接触者外来リスト化の協力を行うとともに、コールセンターの設置準備を行う。

③ 発生時における医療体制の維持・確保

- 県内での新型インフルエンザ等発生当初には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効であることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者は、感染症指定医療機関（又は協力医療機関等）へ入院させることになる。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは県により「帰国者・接触者外来」が設置される。
- 新型インフルエンザ等の患者が、「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関を受診する可能性があることから、すべての医療機関において、院内での感染防止に努める必要がある。

- 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県等と連携して働きかける。

8 発生段階の取扱い

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化するという点に留意が必要である。

(2) 発生段階

○ 国の発生段階

政府行動計画では「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「国内感染期」、「小康期」の5つに分類している。国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

○ 県の発生段階

県行動計画では、「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の6つに分類している。

都道府県を単位とする地域（以下「地域」という。）における発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階（地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期）を定め、その移行については国との協議により県が判断する。

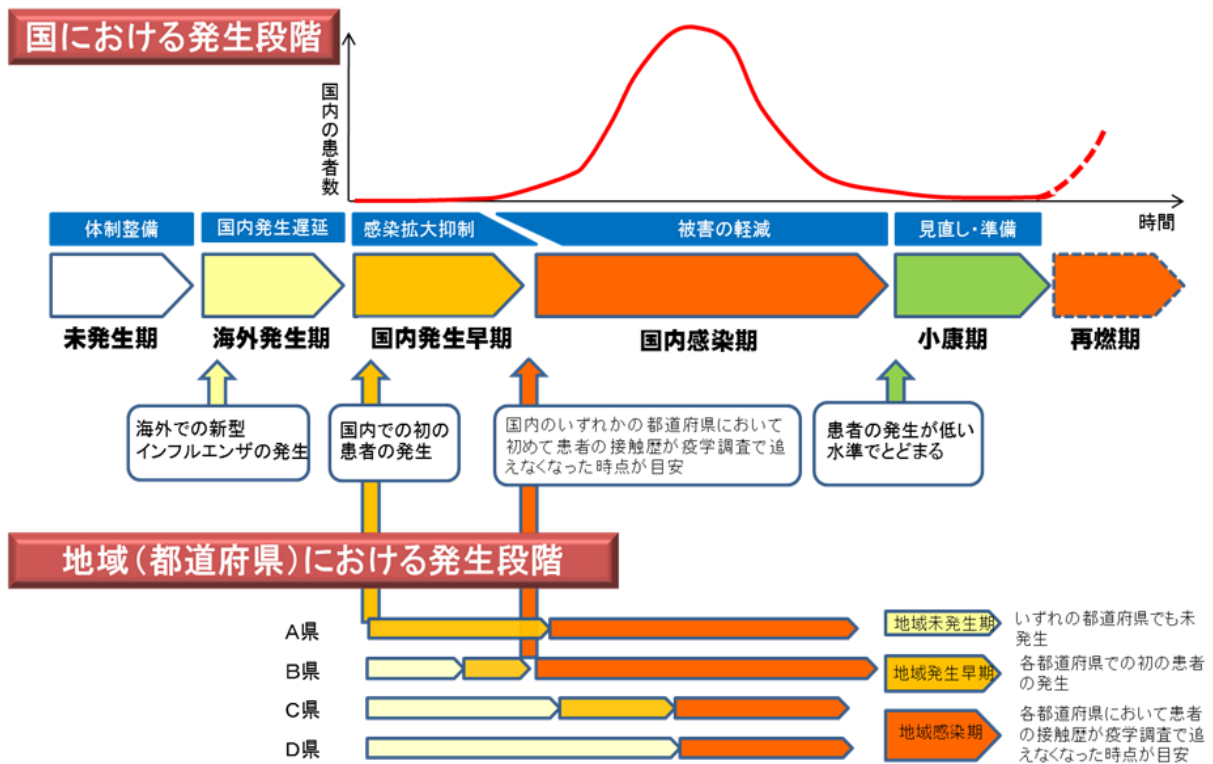
○ 市の発生段階

本市では県行動計画に準じ、発生段階を6段階に分類する。

ただし、関東地方で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、県内では未発生であっても、「県内発生早期」に準じた取扱いとする。

また、「県内発生早期」の状態であっても、市内で患者が発生した場合には、「県内感染期」に準じた対策を行うこととする。

発生段階 (国)	発生段階 (県)	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて定めることとする。

1 未発生期

◆ 状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
◆ 目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えて体制の整備を行う。 ・ 関係機関との連携の下に情報収集等により、発生の早期確認に努める。
◆ 対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 ・ 関係機関との連携の下に情報収集等により、発生の早期確認に努める。

(1) 実施体制

① 市行動計画の作成

- 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直す。
- 市は、市行動計画の作成にあたり必要があれば、県による支援を要請する。

② 体制の整備及び国・県との連携強化

- 関係部局との意見調整や情報共有を図るため、庁内の体制整備を行い、発生時に備えた対応マニュアル及び業務継続計画を作成する。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、近隣市町村、指定地方公共機関等と速やかに情報共有できる体制を整備する。
- 必要に応じて、新型インフルエンザ等の発生に備え、警察、消防機関等との連携を図るため、平時から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- 市は、国、県等の関係機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

② 通常のサーベイランス

- 県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広

報媒体等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

② 体制整備等

- 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容、広報媒体、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
 - 対策の決定プロセスや対策の理由
 - 個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容
 - 対策の実施主体
- 関係機関等とメールや電話を活用し、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、コールセンターを設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

① 個人における対策の普及

- 感染予防のため、市民に対し、基本的な感染対策の普及を図る。（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等）
- 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(5) 予防接種

① 特定接種

- 特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。
- 市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

② 住民接種

- 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。また、円滑な接種の実施のために、あらかじめ広域的な協定を締結す

1 未発生期

るなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

- 国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

③ 情報提供

- 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して、市民の理解促進を図る。

(6) 医療

- 市は、県等からの要請に応じ、医療に関して行う対策・取り組み等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策等

- 県内感染期に備えた医療の準備
 - ・全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルの提示などによりその作成支援に努める。
 - ・地域の実情に応じて、指定地方公共機関である医療機関や協力医療機関による入院患者の優先的な受け入れ体制の整備に努める。
 - ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
 - ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関等の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
 - ・地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
 - ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
 - ・県内感染期における救急機能を維持するための方策について、消防本部に周知する。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部へ要請する。
- 手引き等の周知、研修等
 - ・国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引きについて、関係団体を通じて医療機関に周知する。
 - ・国と連携し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。
- 医療資器材の整備
 - ・必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。
 - ・県内感染期の増床の余地について調査を行い、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の確保に努める。
- 医療機関等への情報提供体制の整備
 - ・新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- 県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

② 火葬能力等の把握

- 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

③ 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、また、施設及び設備を整備する。

2 海外発生期

◆ 状態
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
◆ 目的
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・県内発生に備えて体制の整備を行う。
◆ 対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- 厚生労働大臣が海外で新型インフルエンザ等発生の公表をしたときは、市対策本部設置に向けた準備を進める。
- 府対策本部及び県対策本部が設置された場合、必要に応じて、市長の判断により市対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- 県等の関係機関を通じて、海外で発生した新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

② サーベイランス

- 県と連携し、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席状況（学級及び学校閉鎖、休校等）の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- 県等と連携して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、複数の広報媒体等を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供

し、注意喚起を行う。

② 情報共有

- 県や関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

③ コールセンターの設置

- 県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用して、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供に努める。
- コールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(4) 予防・まん延防止

- ★ 未発生期の記載を参照

(5) 予防接種

① 特定接種

- 国の基本的対処方針を踏まえ、市職員のうち特定接種の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

- 県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- 国の要請を受けて全市民が速やかに接種できるよう、市行動計画等に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

③ 情報提供

- 県等と連携して、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供を行う。

(6) 医療

- 県等からの要請に応じ、医療に関して行う対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

● 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・ 国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

● 医療体制の整備

- ・ 国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、感染症指定医療機関、診療協力病院等に対して帰国者・接触者外来の設置を要請する。
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関に対して、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、県・市郡医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療を行

2 海外発生期

う体制を整備するよう要請する。

- 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型等の同定検査を行い、その後国立感染症研究所に検体等送付し、確定診断を行う。
- 帰国者・接触者相談センターの設置
- 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- 医療機関等への情報提供
- 国が医療機関及び医療従事者に対して行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。
- 検査体制の整備
- 国からの技術的支援を受けて、衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を整備する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等
- 国の要請を受け、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。
- 国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導をする。また、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者への対応

- 県が行う、事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策の実施準備要請に協力する。

② 遺体の火葬・安置

- 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期（県内未発生期）

◆ 状態
<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては、患者の発生が発生していない状態 全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
◆ 目的
<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 県内発生に備えて体制の整備を行う。
◆ 対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（1）実施体制

- 国内で新型インフルエンザ等が発生したとの情報を得たときは、必要に応じて市長の判断により市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行い、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

<補足>

- 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

（2）サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- 引き続き、県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

② サーベイランス

- 県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状の集団発生状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

3 国内発生早期（県内未発生期）

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と国内での発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等）や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

② 情報共有

- 関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内において、対策方針の迅速な伝達・状況把握を行う。

③ コールセンターの体制充実・強化

- 県からの要請に基づき、市民からの相談増加に備えたコールセンター体制の充実・強化を図り、状況に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

① 県内（市内）での感染防止策の準備

- 国内での発生を受け、県等と連携し、次の勧奨・要請を行う。

対象等	要請内容
市民、事業者	マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨
職場等	感染予防策の徹底、当該感染症の症状が認められた者への健康管理・受診の勧奨を要請
学校設置者	学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施を要請
公共交通機関等	利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請
病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等	感染予防策を強化するよう要請

(5) 予防接種

① 特定接種

- ★ 海外発生期の記載を参照

② 住民接種

★ 海外発生期の記載を参照

（6）医療

○ 県等からの要請に応じ、医療に関して行う対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

- 医療体制の整備
 - ・帰国者・接触者外来における診療体制を継続するよう、医療機関に連絡する。
 - ・入院患者の受け入れ、サーベイランスの強化、院内感染対策の徹底を要請する。
 - ・国内発生を受け、帰国者・接触者相談センターの充実強化を図り（24時間体制など）、必要に応じ、相談者に対し帰国者・接触者外来の受診を周知する。
- 医療機関等への情報提供
 - ・国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。
- PCR検査等の確認検査
 - ・国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。ただし、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。
- 抗インフルエンザウイルス薬
 - ・海外発生期の記載を参照
- 医療機関・薬局における警戒活動
 - ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請する。

（7）市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、県が行う要請等に適宜、協力する。

② 市民・事業者への呼びかけ

- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう県等が要請することに協力する。

③ 遺体の火葬・安置

- 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

4 県内発生早期

◆ 状態
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
◆ 目的
・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
◆ 対策の考え方
・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な提供を行う。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。 ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- 市は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じて市長の判断により市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行い、国等が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- 引き続き、県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

② サーベイランス

- 県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状の集団発生状況（学級及び学校閉鎖、休校等）の把握を強化し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。また、適宜必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ★ 国内発生早期の記載を参照

② 情報共有

- 関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、関係各課間において対策方針及び状況について共有する。

③ コールセンターの体制充実・強化

- 県内発生を受け、県からの要請に応じてコールセンター体制を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

① 県内（市内）での感染拡大防止策の準備

- ★ 国内発生早期の記載を参照

- 県は、県内発生早期となった場合には、上記に加えて、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者の対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。市では、県から要請があった場合、適宜協力する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加えて県が以下の対策を講じたときは、要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【県の対策】

- 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、保健所単位）
- 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設についても、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。
特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、

4 県内発生早期

県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 予防接種

① 特定接種

★ 海外発生期の記載を参照

② 住民接種

- 県等と連携し、市民に対して、予防接種の実施に関する情報提供を開始する。
- パンデミックワクチンが供給開始になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位により接種を開始する。
- 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市民に対する予防接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

- 県等からの要請に応じ、医療に関して行う対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・帰国者・接触者外来における診療体制、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ・患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応

- ・新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等へ移送し、入院措置を行う。
- ・この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・必要と判断した場合に、衛生研究所において、PCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ・医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等へ移送する。

●医療機関等への情報提供

- ・国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を収集し、医療機関等及び医療従

事者に迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県内感染期に備え、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用の要請について、引き続き、関係団体等と連携して周知する。
- ・抗インフルエンザウイルス薬等の適正な流通を指導する。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう要請する。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（医療機関、指定地方公共機関）

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- ★ 国内発生早期の記載を参照

② 市民・事業者への呼びかけ

- ★ 国内発生早期の記載を参照

③ 遺体の火葬・安置

- ★ 国内発生早期の記載を参照

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組みを行う。

①水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③生活関連物資等の価格の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。なお、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期

◆ 状態
<ul style="list-style-type: none"> ・県内（市内）において、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
◆ 目的
<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
◆ 対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 県内感染期移行の判断

- 市は、県対策本部において県内感染期に入ったとの判断を公表した場合、必要に応じ、市長の判断により市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行い、国等が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 緊急事態宣言が出された場合は、鉾田市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく茨城県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集**① 情報収集**

- 引き続き、県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

② サーベイランス

- 県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を把握し、感染動向を注視しつつ、必要な対策を実施する。

サーベイランス、情報収集に関する県の対策**●サーベイランス**

- ・全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、地域感染期にある都道府県における新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止するとの方針を受け、県内の新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のスーベイランスを継続する。
- ・学校等における集団発生の把握の強化については通常のスーベイランスに戻す。
- ・国等から提供される国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有**① 情報提供**

- 県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して情報提供を行う。
 - 国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
 - 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

- 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

② 情報共有

- 国・県や関係機関等とのインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

③ コールセンターの継続

- 市民からの相談の増加に備え、コールセンター体制を継続する。
- 国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。
- 県から要請があった場合は、状況を見ながら強化体制の緩和を図る。

(4) 予防・まん延防止**① 感染拡大防止策**

5 県内感染期

- 県等と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - 職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
 - 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、県が次の要請を行う場合において、協力依頼があったときはその取り組み等に適宜、協力する。

【県の要請内容】

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する、期間を定めた施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）。
- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設に対して、職場を含め感染対策の徹底。

※ 特措法第45条2項及び9項に基づく要請に応じない学校、保育所等、施設（公衆衛生上の問題が発生していると判断された特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 予防接種

① 住民接種（緊急事態宣言がされていない場合）

- 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

- ◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置
特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

① 在宅で療養する患者への支援

- 市は、国・県等と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

② 医療の確保に関する対策

- 県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

医療の確保に関する県の対策

- 患者への対応等
 - ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
 - ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
 - ・在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。
 - ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
- 医療機関等への情報提供
 - ・新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用
 - ・県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が不足している地域がある場合は、県備蓄分を放出する。さらに不足が生じる場合は、国の備蓄分放出を要請する。
- 医療機関・薬局における警戒活動
 - ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

◆ 緊急事態宣言されている場合の措置

- 医療等の確保
 - ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
- 医療機関不足への対応
 - ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関

における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

- ・臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者の対応

- 県が行う、事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策実施要請に協力する。

② 市民・事業者への呼びかけ

- 県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- 県が行う、事業者に対しての食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないようにとの要請に、適宜、協力する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組みを行う。

①水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③生活関連物資等の価格の安定等

市は、県等と連携して以下の対策・要請を行う。

・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

④新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

• 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑤埋葬・火葬の特例等

• 市は、県からの要請により、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

6 小康期

◆ 状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
◆ 目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
◆ 対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

◆ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言

小康期に限らず、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下、「解除宣言」という）が行われる。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合。
- 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

①市対策本部の廃止

- 国が緊急事態解除宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を廃止する。また、緊急事態宣言によらず、必要に応じて市対策本部を設置した場合も廃止する。
- 市は、市対策本部廃止後も、必要に応じて市内での情報共有及び体制の整備を行い、流行の第二波に備える。

②対策の評価・見直し

- 県等による行動計画及び対応マニュアル等の見直しを踏まえ、市においても、各段階

における対策に関する評価を行い、市行動計画等の必要な見直しを行う。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- 国・県・関係機関等から、引き続き国内外での新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

② 通常のサーベイランス

- 再流行を早期に探知するため、県等と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの集団発生を早期に把握する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- 市は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて情報を提供する。
- コールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、県等と連携し共有化を図る。

② 情報共有

- 関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針について把握して関係各課と共有する。

③ コールセンターの体制の縮小

- 県から要請があった場合には、コールセンター体制を縮小・中止する。

(4) 予防・まん延防止

- 引き続き、基本的な感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等）及び地域・職場等における感染対策の継続を市民に広く周知する。
- 流行の第二波に備え、感染予防対策やまん延防止対策、備蓄計画の見直し及び備蓄品の補給を行う。

(5) 予防接種

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(6) 医療

- 市は、県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

医療の確保に関する県の対策

- 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。
- 国から示される、国内外の新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針について、医療機関等に周知する。
- 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キットの流通確認を行う。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び県の動向を注視し、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動について市民に呼びかけるとともに、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

◆ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

また、引き続き情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請があった場合には、その取り組み等に適宜、協力する。

【県の取り組み】

- 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- 指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

《参考1》 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の対策

(政府行動計画より)

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う 92 鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。(内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁)

(1)-2 国際間の連携

- ① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所 (WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等) 及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
 - ・ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
 - ※ WHO は必要に応じグローバルアラートを行う。
 - ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボトリー
 - ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
 - ・ 地方公共団体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)

(3) 情報提供・共有

国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の対策

(3)-1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省)

(3)-2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 水際対策

① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。

② 検疫所は、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについては、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)

(4)-2-2 疫学調査、感染対策

① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)

② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施を要請する。(厚生労働省)

③ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。(厚生労働省)

④ 国は、国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

- ① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
(関係省庁)
- ② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。(関係省庁)
 - ・ 都道府県との連携を密にし、防疫指針に則した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を支援する。(農林水産省)
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁)

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ③ 国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

国は、都道府県等に対し、以下について要請する。(厚生労働省)

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供すること及び医療機関等に周知することを要請する。
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

《参考2》 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画で定められている。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当部局
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当部局
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省

特定接種の対象となり得る業種・職務について

		護施設、児童福祉施設		
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時に必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時に必要な通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時に必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空輸送業	新型インフルエンザ等発生時に必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶賃貸業	新型インフルエンザ等発生時に必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時に必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時に必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時に必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時に必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間運送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省

特定接種の対象となり得る業種・職務について

映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時に必要な資金決済及び賃金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時に必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時に必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時に必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省

特定接種の対象となり得る業種・職務について

食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）	農林水産省
飲食品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（2）特定接種の対象となり得る国家公務員・地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当するものである。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民（県民）の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家（県）の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当部局
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定、総合調整等に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作成	区分1	厚生労働省

特定接種の対象となり得る業種・職務について

緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等発生時に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

特定接種の対象となる職務	区分	担当部局
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療	区分1	防衛省
家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送	区分2	
その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

《参考2》 用語解説

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家さん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の实情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制

用語解説

に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに対応する電話窓口。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定公共機関（特措法第2条6項）

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ 指定地方公共機関（特措法第2条7項）

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成 21 年（2009 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成 23 年（2011 年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

用語解説

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されて

いる。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。